

# 弁護士による 遺言相続相談窓口

[https://www.toben.or.jp/know/inkai/gyounu/news/post\\_8.html](https://www.toben.or.jp/know/inkai/gyounu/news/post_8.html)



post\_8.html

申込受付期間：2021年11月24日～12月7日

相談実施期間：2021年11月26日～12月14日

東京弁護士会ウェブサイトからお申し込みいただきますと、担当弁護士をご紹介いたします。右上の二次元バーコードをご利用ください。

残された家族が  
仲良くできる  
遺言書を残したい

お世話になった親戚にも  
財産を残したい

都心に自宅があるが  
相続税が心配

他の兄弟が両親の介護を  
手伝ってくれないが、  
相続分はどうなるのか

亡くなった親がたくさん  
の財産を残したようだが、  
何があるのかわからない

親が亡くなったが  
兄弟と連絡が取れない  
等々

遺言など生前の相続対策も、  
誰かが亡くなった後の相続問題も、  
複雑な「法律問題」です。  
弁護士にしか解決できない問題があります。  
弁護士にお気軽にご相談ください！



相談方法：対面、オンライン会議、電話から選択可能

相談料：30分無料か1時間5,500円（税込）のいずれかを選択可能

お問合せ先：東京弁護士会 業務課 ☎ 03-3581-3332